

## II 都市計画区域

### II-1 都市計画の方針

#### (1) 都市計画決定

名 称	告示年月日	告示番号
旭川圏都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針	平成16年 4月 6日決定 平成23年 3月29日変更 令和 2年 4月 7日変更	北海道告示390号 北海道告示216号 北海道告示274号
旭川圏都市計画都市再開発の方針	平成18年 3月 3日決定	北海道告示182号

#### (2) その他

名 称	策定（変更）年月	備 考
旭川市都市計画マスタープラン	平成16年 4月策定 平成23年 3月改訂 平成29年 2月改訂	都市計画法第18条の2に基づく方針
旭川市立地適正化計画	平成30年3月策定	都市再生特別措置法第81条に基づく計画（旭川市都市計画マスタープランの一部とみなされる）

### II-2 旭川圏都市計画区域の経過

告 示 年 月 日	告 示 番 号	面 積	備 考
昭和 3年 5月 4日決定 // 25年 5月 7日変更 // 31年 2月17日変更 // 31年 9月24日取消 // 31年12月 5日変更 // 38年 3月19日変更 // 44年12月26日変更	建設省 第 23号 // 第 306号 // 第1485号 // 第1893号 // 第 643号 北海道 第2735号	ha 6,604.76 6,654.30 16,327.48 16,327.48 32,614.21	旭川都市計画区域決定 東神楽町一部編入 神居，江丹別町の一部を含める 昭和31年 2月17日の告示取消 神居，江丹別町の一部を含める 永山町を含める 神楽町，神居町の一部を含める

\*旭川市の都市計画区域 令和5年3月31日現在 29,800.00ha

#### (1) 都市計画法の適用

告 示 年 月 日	告 示 番 号	内 容	効 力 発 生 日
昭和 2年 3月23日	勅令 第 35号	都市計画法適用	昭和 2年 4月 1日

#### (2) 都市計画法施行令の適用

告 示 年 月 日	告 示 番 号	内 容	効 力 発 生 日
昭和44年 7月22日	建設省 第3271号	開発行為の規制等の適用区域の決定	昭和44年 7月22日

Ⅱ－3 市街化区域・市街化調整区域

単位：ha

告示	旭川圏			旭川市			鷹栖町			東神楽町		
	ア	イ	合計	ア	イ	合計	ア	イ	合計	ア	イ	合計
昭和45年 7月 1日 決 定 北海道告示第1661号	6,720	28,880	35,600	6,160 *410	20,120 *3,360	26,280 *3,770	80	2,870	2,950	70	2,530	2,600
昭和48年 3月13日 変 更 北海道告示第 584号	6,740	28,860	35,600	6,590	23,460	30,050	80	2,870	2,950	70	2,530	2,600
昭和52年10月 5日 変更（第1回定時） 北海道告示第3048号	7,340	28,260	35,600	7,160	22,890	30,050	90	2,860	2,950	90	2,510	2,600
昭和59年 8月16日 変更（第2回定時） 北海道告示第1489号	7,577	28,023	35,600	7,395	22,655	30,050	93	2,857	2,950	89	2,511	2,600
昭和62年 3月30日 変 更 北海道告示第 446号	7,594	28,006	35,600	7,412	22,638	30,050	93	2,857	2,950	89	2,511	2,600
昭和63年 3月31日 変 更 北海道告示第 468号	7,654	27,946	35,600	7,472	22,578	30,050	93	2,857	2,950	89	2,511	2,600
平成元年 5月25日 変 更 北海道告示第 822号	7,705	27,895	35,600	7,472	22,578	30,050	93	2,857	2,950	140	2,460	2,600
平成 2年 3月29日 変 更 北海道告示第 410号	7,750	27,850	35,600	7,517	22,533	30,050	93	2,857	2,950	140	2,460	2,600
基礎調査により 市街化区域面積変更	7,742	27,858	35,600	7,509	22,541	30,050	93	2,857	2,950	140	2,460	2,600
平成 3年 3月28日 変更（第3回定時） 北海道告示第 451号	7,817	27,783	35,600	7,535	22,515	30,050	131	2,819	2,950	151	2,449	2,600
平成 3年10月22日 変 更 北海道告示第1644号	7,877	27,723	35,600	7,595	22,455	30,050	131	2,819	2,950	151	2,449	2,600
平成 4年10月16日 変 更 北海道告示第1628号	7,921	27,679	35,600	7,639	22,411	30,050	131	2,819	2,950	151	2,449	2,600
平成 5年 4月23日 変 更 北海道告示第 614号	8,015	27,585	35,600	7,727	22,323	30,050	137	2,813	2,950	151	2,449	2,600
平成 5年 9月14日 変 更 北海道告示第1435号	8,037	27,563	35,600	7,749	22,301	30,050	137	2,813	2,950	151	2,449	2,600
平成 6年10月25日 変 更 北海道告示第1623号	8,058	27,542	35,600	7,770	22,280	30,050	137	2,813	2,950	151	2,449	2,600
平成 7年 5月12日 変 更 北海道告示第 740号	8,089	27,511	35,600	7,801	22,249	30,050	137	2,813	2,950	151	2,449	2,600
平成 8年 3月29日 変 更 北海道告示第 453号	8,126	27,474	35,600	7,838	22,212	30,050	137	2,813	2,950	151	2,449	2,600

※ア－市街化区域面積， イ－市街化調整区域面積

数値の端数処理は，四捨五入とした。

\* 東鷹栖町（昭和46年2月 旭川市に編入）

単位：ha

区分 告示	旭川圏			旭川市			鷹栖町			東神楽町		
	ア	イ	合計	ア	イ	合計	ア	イ	合計	ア	イ	合計
平成 8年 9月13日 変更 北海道告示第1432号	8,133	27,467	35,600	7,845	22,205	30,050	137	2,813	2,950	151	2,449	2,600
基礎調査により 市街化区域面積変更	8,125	27,475	35,600	7,837	22,213	30,050	137	2,813	2,950	151	2,449	2,600
平成 9年11月28日 変更（第4回定時） 北海道告示第1873号	8,138	27,462	35,600	7,837	22,213	30,050	147	2,803	2,950	154	2,446	2,600
平成10年 3月31日 変更 北海道告示第 461号	8,182	27,418	35,600	7,837	22,213	30,050	147	2,803	2,950	198	2,402	2,600
平成12年 3月31日 変更 北海道告示第 569号	8,192	27,408	35,600	7,837	22,213	30,050	147	2,803	2,950	208	2,392	2,600
平成12年11月 7日 変更 北海道告示第1812号	8,197	27,403	35,600	7,837	22,213	30,050	147	2,803	2,950	213	2,387	2,600
平成14年11月12日 変更 北海道告示第1798号	8,212	27,388	35,600	7,837	22,213	30,050	162	2,788	2,950	213	2,387	2,600
基礎調査により 市街化区域面積変更	8,202	27,398	35,600	7,827	22,223	30,050	162	2,788	2,950	213	2,387	2,600
平成16年 4月 6日 変更（第5回定時） 北海道告示第 391号	8,202	27,398	35,600	7,827	22,223	30,050	162	2,788	2,950	213	2,387	2,600
平成17年 3月29日 変更 北海道告示第 244号	8,333	27,267	35,600	7,958	22,092	30,050	162	2,788	2,950	213	2,387	2,600
平成19年11月 6日 変更 北海道告示第 705号	8,347	27,253	35,600	7,958	22,092	30,050	162	2,788	2,950	227	2,373	2,600
平成21年 3月31日 変更 北海道告示第 238号	8,376	27,224	35,600	7,958	22,092	30,050	162	2,788	2,950	256	2,344	2,600
平成23年 3月29日 変更（第6回定時） 北海道告示第 216号	8,375	27,225	35,600	7,957	22,093	30,050	162	2,788	2,950	256	2,344	2,600
基礎調査により 市街化調整区域 面積変更	8,375	27,062	35,437	7,957	21,843	29,800	162	2,822	2,984	256	2,397	2,653

※ア－市街化区域面積，イ－市街化調整区域面積  
数値の端数処理は，四捨五入とした。

\* 東鷹栖町（昭和46年2月 旭川市に編入）